

IFRS財団

定 款

Constitution

# 目 次

開始する条

## IFRS財団定款

### 序 文

#### IFRS®財団定款

名称及び目的 .....	1
IFRS財団のガバナンス .....	4
評議員会 .....	5
モニタリング・ボード .....	19
国際会計基準審議会 .....	25
IFRS解釈指針委員会 .....	39
国際サステナビリティ基準審議会 .....	44
IFRS諮問会議 .....	60
エグゼクティブ・ディレクター及びスタッフ .....	64
管 理 .....	66
付属文書	
IFRS財団一審議会メンバーの要件	
Part A－IASBメンバーの要件	
Part B－ISSBメンバーの要件	

## 序 文

---

本定款は、2000年3月に旧国際会計基準委員会（IASC）の理事会により、また、2000年5月24日のエジンバラでの総会でIASCのメンバーにより、当初の形で承認された。

1999年12月の総会で、IASCは最初の評議員を選出するための指名委員会を任命した。評議員は2000年5月22日に指名され、定款の承認により2000年5月24日に就任した。定款に従って任務を遂行するにあたり、評議員会は、2001年2月6日に国際会計基準委員会財団（IASC財団）を設立した。評議員会の決議により、2000年5月24日に承認された改訂後の定款のパートCはその効力を停止し、削除された。

IFRS解釈指針委員会を設立する評議員会の決定、及びそれに続く公開協議を反映して、定款は2002年3月5日に改訂された。その後、評議員会は、IASC財団の設立以降に発生したその他の変更点を反映させる定款の修正を行い、2002年7月8日に発効した。

定款に従って評議員会は5年ごとに定款のレビューを行わなければならない。評議員会は2003年11月に最初のレビューを開始しており、その後広範な協議を行い、2005年6月にレビューを完了した。その変更は、2005年6月21日に評議員会により採択及び承認され、2005年7月1日に発効した。追加的な修正が2007年10月31日に評議員会により採択及び承認され、直ちに発効した。

評議員会は、当該組織の定款規定の5年ごとのレビューの第2回を2008年2月に公式に開始した。そのレビューの第一部は、国際会計基準審議会（IASB）の公的説明責任並びに構成及び規模に焦点を当てたものであり、評議員会はこの変更を2009年1月15日に承認し、2009年2月1日を発効日とした。この版は、そのレビューの完了時に行われた追加の変更を反映している。評議員会は、その変更を2010年1月26日に承認し、2010年3月1日を発効日とした。2010年にIASC財団はその名称をIFRS財団に変更した<sup>1</sup>。

評議員会の2011年戦略レビューの提言「グローバル基準としてのIFRS：財団の第2の10年に関する戦略の設定」及びモニタリング・ボードによるIFRS財団のガバナンス・レビュー「IFRS財団のガバナンス・レビューに関する最終報告」を受けて、評議員会は、IASBの議長とエグゼクティブ・ディレクターの役割の分離を反映するために定款を修正した。評議員会は当該変更を2013年1月23日に承認し、即時発効とした。

2015年7月に、評議員会はIFRS財団の体制と有効性についてのレビューを開始した。このレビューは、「意見募集一体制とその有効性についての評議員会のレビュー—レビューにあたっての論点」と題した120日間の公開協議文書によって開始された。評議員会は、利害関係者のフィードバックを検討し、2016年5月に、このレビューから生じる定款の変更案のすべてについて、公開草案によって、さらに協議を行うことが必要と判断した。評議員会は、この追加的な協議における利害関係者のフィードバックを検討し、2016年10月に、定款の修正に合意し、即時発効とした。

2018年10月に、評議員会は、財団の定款の第11条の狭い範囲の修正を承認した。評議員会の議長と副議長の任期を最長9年（評議員、副議長又は議長としてすでに務めた過去の任期を考慮に入れる）まで延長するものである。評議員会はまた、評議員会の議長を評議員の中から選任することも外部から迎えることも認める修正も承認した。これらの変更は、2018年12月1日に発効した。

2020年8月に、「デュー・プロセス・ハンドブック」の修正により、評議員会はIFRS財団定款の第60条から第63条を修正した。これらの修正は、諮問会議はIASB（及び評議員会）に戦略的事項について助言

---

<sup>1</sup> IFRS財団の名称変更を法的に有効とするのに必要な手続は、2010年半ばに完了した。

するものであり、もはやテクニカルな諮問機関としては機能しないということを反映している。

2020年に、財団の5年ごとの戦略レビューの一環として、評議員会は「サステナビリティ報告に関する協議ペーパー」を公表した。国際的なサステナビリティ報告基準に対する要望を評価し、その要望に財団がどのように対応すべきかについて協議するためである。この協議ペーパーに対するフィードバックを踏まえて、評議員会は公開草案「IFRSサステナビリティ基準を設定する国際サステナビリティ基準審議会を設立するためのIFRS財団定款の的を絞った修正案」を2021年4月に公表した。2021年10月に、国際サステナビリティ基準審議会を設立する決定に関連して、評議員会は「定款」の必要な変更を承認した。

## IFRS®財団定款

---

(2000年5月24日に、エジンバラ（スコットランド）での総会でIASCのメンバーにより承認され、2002年の3月5日及び7月8日、2005年6月21日、2007年10月31日、2009年1月15日、2010年1月26日、2013年1月23日、2016年10月13日、2018年12月1日、2020年8月1日及び2021年10月21日に、IFRS財団（以前はIASC財団）評議員会により改訂された。)

## 名称及び目的

---

第1条 本組織の名称は、IFRS財団とする。この名称は、できる限り速やかに法的効力を発生させ、国際会計基準委員会財団（IASC財団）の名称をこれに置き換えるものとする。国際会計基準審議会（IASB）（その体制と機能は第25条から第38条に定めている）及び国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）（その体制と機能は第44条から第59条に定めている）は、IFRS財団の2つの基準設定機関とする。

第2条 IFRS財団の目的は、次のとおりである。

- (a) IASB及びISSBを通じて、公益に資するよう、明確に記述された原則に基づく、高品質で理解可能な、執行可能な国際的に認められる一般目的財務報告のための基準（「IFRS基準」と呼ぶ）を開発すること。IASBは会計基準のセット（「IFRS会計基準」と呼ぶ）の開発の責任を負い、ISSBはサステナビリティ開示基準のセット（「IFRSサステナビリティ開示基準」と呼ぶ）の開発の責任を負う。これらのIFRS基準の補完的なセットは、財務諸表及びサステナビリティ開示において、投資者及び世界の資本市場の他の参加者が経済的意思決定を行ううえで有用な、高品質で透明性があり比較可能な情報を提供することを意図している。
- (b) IFRS基準の利用と厳格な適用を促進すること
- (c) (a)及び(b)に関連する目的を達成するために、必要に応じて、さまざまな経済環境における広範囲の規模及び種類の企業のニーズを考慮すること
- (d) 各国及び各地域の基準とIFRS基準とのコンバージェンスを通じて、IFRS基準の採用を推進し促進すること

第3条 IFRS基準の適用から生じる情報は、投資者及び他の資本市場参加者のニーズを満たすように設計されるが、他の関係者も当該情報を有用と考える可能性がある。ISSBは、IFRSサステナビリティ開示基準の開発を、他の関係者のより幅広い情報ニーズを扱っている他の報告に関する取組みとの相互運用性の重要性を認識して行う。

## IFRS財団のガバナンス

---

第4条 IFRS財団のガバナンスは、基本的には、評議員会、及び本定款の条項に従って評議員会が任命する他の統治機関に委ねられる。モニタリング・ボード（第19条から第24条に詳述）は、評議員会と規制当局との間の公式な連携を提供する。評議員会は本定款の規定が遵守されることを確保するために最善を尽くす。ただし、評議員の75%が賛成する場合には、運営の実行可能性に配慮した軽微な変更を行うことができる。

## 評議員会

---

第5条 評議員会は22名の個人で構成される。

第6条 モニタリング・ボード（第19条から第24条に詳述）は、すべての評議員の選任及び再任の承認に関して責任を負う。その承認に際して、モニタリング・ボードは、第7条及び第8条に示されている要件に従うものとする。評議員会及びモニタリング・ボードは、候補者の推薦及び他の助言を提供する権利をモニタリング・ボードに与える指名手続に同意する。指名手続を進め、指名の内容をモニタリング・ボードによる承認のために提出するにあたっては、評議員会は第8条に示されている国際的な組織と協議しなければならない。

第7条 すべての評議員は、財務・金融に関する知識を有し要求される期限を守れることを、IFRS財団並びに、高品質のグローバル基準設定主体としてのIASB及びISSBに対して、厳格に誓約することが要求される。各評議員は、世界の資本市場において及びその他の利用者によって利用されるために開発された高品質のグローバルな会計基準及びサステナビリティ開示基準の採用及び適用に関連する課題について、理解があり、敏感でなければならない。評議員会の構成は、技能、経験及び視点の幅広い組合せを確保するため、世界の資本市場並びに多様な地域的及び職業的背景を幅広く反映するものでなければならない。評議員は、すべての事項で公益のために行動することを確約することが要求される。評議員会は、幅広い国際的なバランスを確保するため、次のような構成とする。

- (a) アジア・オセアニア地域から選任される6名の評議員
- (b) 欧州から選任される6名の評議員
- (c) アメリカ大陸から選任される6名の評議員
- (d) アフリカから選任される1名の評議員
- (e) 全体の地域的バランスの維持を条件に、任意の地域から選任される3名の評議員

第8条 評議員会は、グループとして、職業的背景のバランスを提供し、企業報告の透明性の国際的な促進と維持に関心を有する個人で構成されなければならない。これには、証券市場規制当局、投資者を代表する組織、国際的監査ネットワークにおいて、並びに作成者、利用者、学識者及び公務員として上級レベルの国際的経験を有する個人が含まれる。こうしたバランスを確保するために、評議員は、会計監査専門家、証券市場及び他の公益団体、規制当局者、投資者、作成者、利用者及び学識者との協議を行った後に選出すべきである。評議員会は、空席になっている職位の公告を含め、これらの関係する組織からの候補者の推薦を受けるとともに、個人が立候補できるような手続を定める。

第9条 評議員は通常3年の任期で選任され、1回の再任が認められる。

第10条 第15条の投票に関する規定に従い、評議員会は、実績不芳、不正行為又は不適格を理由に、評議員を解任することができる。

第11条 評議員会の議長及び2名以内の副議長は、評議員会によって評議員の中から、モニタリング・ボードの承認を得たうえで、選任される。

- (a) 議長は、評議員の中から選任することも外部から迎えることもできる。評議員会の合意により、評議員の中から選任される議長は、議長への就任日から、3年の任期を務めることができ、2回の再任が可能であるが、評議員、副議長、議長のいずれの資格であれ、任期の合計が連続9年を超えるこ

とはできない。議長が外部への求人プロセスを通じて選任される場合には、3年の任期を務めることができ、議長として最長で連続9年まで、2回の再任が可能である。議長の選任は、地域的バランスの維持を考慮して行うべきである。

- (b) 副議長は、評議員の中からのみ選任しなければならない。副議長の役割は、議長が不在の際に評議員会の司会を行うこと又は対外契約において議長の代理となることである。評議員会の合意により、副議長は、副議長への就任日から、3年の任期を務めることができ、2回の再任が可能であるが、評議員としての任期の合計が連続9年を超えることはできない。副議長の選任は、地域的バランスの維持を考慮して行うべきである。

第12条 評議員会は、少なくとも、毎年2回会議を開催し、引き受けた責任に相応する年俸をIFRS財団によって支給され、それらの年俸及び報酬は、評議員会で決定される。IFRS財団の職務上の旅費は、IFRS財団によって支給される。

第13条 第14条に規定された権限と義務に加えて、評議員会は、事務所のリースやIASB及びISSBのメンバーの雇用契約の承認を始めとして、またこれに限らず、組織の目的を達成するのに必要と評議員会が考える運営上の契約や手配を行うことができる。

第14条 評議員会は、次に定める事項を遂行しなければならない。

- (a) 適切な資金調達の見込みの設定及び維持に責任を負う。
- (b) 評議員会の運営手続を定め、又は修正する。
- (c) IFRS財団が活動するための法人格を決定する。ただし、当該法人はメンバーに対し有限責任しか負わない財団又はその他の組織とし、当該法人を設立する法的文書には、本定款に規定された条項と同様の規定を盛り込まなければならない。
- (d) IFRS財団の所在地について、法律的基础及び運営地域の双方を考慮して、適切な時期に再検討する。
- (e) IFRS財団が公益団体又は類似の資格を有することが資金調達に資するような国において、これらの資格を得る可能性を検討する。
- (f) 会議は一般公開とする。しかし、一定の議論（通常は、選出、任命及びその他の人事案件、並びに資金調達に関するものに限る）については、裁量により非公開で開催することもできる。
- (g) 監査済財務諸表及び翌年度の優先事項等が記載されたIFRS財団の事業活動に関する年次報告書を発行する。

第15条 評議員の60%が直接又は通信手段を介して会議に出席する場合には、評議員会の定足数を満たすものとする。評議員の代理出席は認められない。各評議員は1票の議決権を有しており、75%の賛成票を必要とする評議員の解任、定款の修正又は運営の実施に関する軽微な変更以外は、単純過半数で議決される。いかなる事項についても代理投票は認められない。賛否の票数が同数の場合、議長が決定票を投じるものとする。

第16条 上記の職務に加えて、評議員会は次のことを行わなければならない。

- (a) IASB及びISSBのメンバーを任命し、その勤務契約を締結し、業績評価基準を定める。
- (b) IASB及びISSBの議長と協議してエグゼクティブ・ディレクターを任命し、その勤務契約及び業績

評価基準を定める。

- (c) IFRS解釈指針委員会（解釈指針委員会）及びIFRS諮問会議（諮問会議）のメンバーを任命する。
- (d) IFRS財団、IASB及びISSBの戦略とその有効性を毎年レビューする。これには、IASB及びISSBのアジェンダの検討（ただし決定はしない）並びに、IASB及びISSBのそれぞれの基準の両立性の確保にあたっての協力関係の有効性の検討が含まれる。
- (e) IFRS財団の予算を毎年承認し、資金調達 of 基準を決定する。
- (f) 企業報告に影響を与える幅広い戦略的論点をレビューし、IFRS財団及びその作業を促進し、IFRS基準の厳格な適用という目的を推進する。ただし、評議員会はIFRS基準に関するテクニカル事項には関与できないものとする。
- (g) IASB及びISSB、解釈指針委員会並びに諮問会議の業務手続、協議に関する取決め及びデュー・プロセスを定め、修正する。
- (h) (g)に定められている業務手続、協議に関する取決め及びデュー・プロセスの遵守状況をレビューする。
- (i) 諮問会議との協議及びパブリック・コメントを求める公開草案の公表を含むデュー・プロセスを踏んだ後、第15条に定められる投票に関する規定に従って、本定款の修正を承認する。
- (j) IASB及びISSB、解釈指針委員会並びに諮問会議に明確に留保された権限を除いて、IFRS財団のすべての権限を行使する。
- (k) IFRS財団の目的に整合する教育プログラムと教材の開発を促進し、その内容をレビューする。

第17条 評議員会は、IASB、ISSB、解釈指針委員会又は諮問会議のメンバーを、実績不芳、不正行為、不適格、又は契約上の規定の不履行を理由に解任することができる。評議員会は、これらの解任手続を作成しなければならない。

第18条 評議員会の説明責任は、とりわけ次のことによって確保されなければならない。

- (a) 公益のために行動することを各評議員が確約すること
- (b) 第19条から第24条に記載された条件に従って、モニタリング・ボードに報告を行うとともに、対話することを確約すること
- (c) IFRS財団の戦略及びその有効性をレビューすること。そうしたレビューには、グローバルな経済状況の変化に対応して組織の体制（適切な場合）及び評議員の地域別分布の変更を検討し、そのようなレビューの提案をパブリック・コメントに付すために、直近のレビューの完了後少なくとも5年ごとに公表することが含まれる。
- (d) その後に同様のレビューを5年ごとに行うこと

## モニタリング・ボード

---

第19条 モニタリング・ボードは、評議員会と規制当局との間の公式な連携を提供する。この関係は、企業報告基準設定主体と企業報告基準設定主体を一般的に監督してきた規制当局との間の連携を国際的に

複製しようとするものである。モニタリング・ボードと評議員会との間で、両者の相互関係を定める覚書に合意する。この覚書は公開される。

第20条 モニタリング・ボードの責任は次のとおりとする。

- (a) 評議員の選任手続に参画し、第6条から第9条のガイドラインに従って評議員の選任を承認すること
- (b) 第14条及び第16条に示されている責任が遂行されているか否かについてレビューし、評議員会に助言を与えること。評議員会は、年次報告書をモニタリング・ボードに書面で提出するものとする。
- (c) 評議員会又は評議員会の下部グループと少なくとも年1回（必要に応じて、より頻繁に）会合を行うこと。モニタリング・ボードは、評議員会、IASB又はISSBの作業分野に関して、評議員会又は単独で評議員会議長（若しくは、適切な場合にはIASB又はISSBの議長）との会合を要請する権限を有する。これらの会合では、モニタリング・ボードがIFRS財団、IASB又はISSBに適時な検討を求めた論点及びそれらについてIFRS財団、IASB又はISSBが考えた解決案に関する議論等を行う。

第21条 モニタリング・ボードは、その組織、運営及び意思決定の手続を示す憲章を作成しなければならない。憲章は公開しなければならない。

第22条 当初、モニタリング・ボードは次の人員で構成する。

- (a) 欧州委員会の責任者
- (b) 証券監督者国際機構（IOSCO）新興市場委員会委員長
- (c) IOSCO専門委員会委員長（欧州証券規制委員会の委員長、日本の金融庁長官又は米国証券取引委員会委員長のいずれかがIOSCO専門委員会委員長である場合には、副委員長又は指定された証券規制当局の長）
- (d) 日本の金融庁長官
- (e) 米国証券取引委員会委員長
- (f) オブザーバーとして、バーゼル銀行監督委員会委員長

第23条 モニタリング・ボードは、その目的に応じて、その構成を随時再検討する。

第24条 モニタリング・ボードは、評議員の選任の承認及びその他共通の見解の形成にあたって、総意をもって決議する。

## 国際会計基準審議会

---

第25条 IASBは通常は14名のメンバーで構成される。IASBのメンバーは、第16条(a)に基づいて評議員会により任命される。3名までは非常勤メンバー（「非常勤」の表現は、当該メンバーは自分の時間の大半をIFRS財団との有給雇用関係に置くことを意味する）でもよく、評議員会が制定する独立性に関する適切なガイドラインを遵守しなければならない。残りのメンバーは常勤メンバー（「常勤」の表現は、当該メンバーは自分の時間の全部をIFRS財団との有給雇用関係に置くことを意味する）でなければならない。評議員会は定員を充足するように全力を尽くすが、いずれかの時点で定員が充足されていないとしてもIASBの運営が無効とされることはない。

第26条 IASBのメンバー資格の主たる要件は、専門的能力及び最近の関連性のある専門的経験である。評議員会は、IASBのメンバーの選出を、本定款の付属文書に示している「IASBメンバーの要件」に合わせて、グループとしてのIASBが高品質でグローバルな会計基準の開発に寄与できるようにするため、IASBが、当該グループの中で、テクニカルな専門性並びに多様な国際ビジネス及び市場の経験を有する人々（監査人、作成者、利用者、学識者及び市場又は金融規制当局者を含む）の最善の利用可能な組合せで構成されるように行う。IASBのメンバーは、すべての事項で公益のために行動することを確約することが要求される。いかなる個人も、評議員とIASBメンバーの両方を兼務してはならない。

第27条 本定款の付属文書に示されている「IASBメンバーの要件」と整合した方法で、幅広い国際的なバランスを確保するために、通常、次のようなメンバーがいなければならない。

- (a) アジア・オセアニア地域から4名
- (b) 欧州から4名
- (c) アメリカ大陸から4名
- (d) アフリカから1名
- (e) 全体の地域的バランスの維持を条件に、任意の地域から任命される1名

評議員会は上記の地域別配分を達成するように全力を尽くすが、いずれかの時点で上記の地域別配分に従った定員が充足されていないとしてもIASBの運営が無効とされることはない。

第28条 IASBは、IFRS会計基準の発展を支援し各国の会計基準とIFRS会計基準とのコンバージェンスを促進するために、評議員会と協議のうえ、各国の会計基準設定主体、他の基準設定主体及び会計基準設定に関心のあるその他の正式な機関とのリエゾン関係を確立し、維持していくことが期待される。

第29条 IASBの常勤及び非常勤の各メンバーは、公益のために行動すること並びに、IFRS会計基準書の決定及び改訂にあたってはIASBの「財務報告に関する概念フレームワーク」（随時修正される）を尊重することに契約で同意するものとする。

第30条 評議員会は、1名の常勤メンバーをIASBの議長に任命する。また、IASBの常勤メンバーのうち2名以内を、評議員会が副議長に指名することができる。副議長の役割は、議長が不在の場合にIASBの会議の議長を務めること又は対外契約において議長の代理となることである。議長の任命及び副議長の指名は、評議員会が決定する期間にわたるものとする。副議長の肩書は、そのメンバーが次期議長であることを意味するものではない。議長及び副議長の任命は地域的バランスの維持を考慮して行わなければならない。

第31条 IASBメンバーは、最初は5年の任期で任命される。3年を任期とする1回の再任が認められ、評議員会がこのような再任に関して策定する手順に従って、最長5年までの再任の可能性がある。IASBメンバーとしての任期は合計で10年を超えることはできない。

第32条 評議員会は、次のことを確保するための規則と手続を策定する。IASBが独立性を有し、かつ、そう見られること、そして、特に任命に際し、IASBの常勤メンバーが現在の雇用主との全雇用関係を終了させ、IFRS会計基準設定の際の判断の独立性に疑問をもたれるような経済的誘因を生じさせる地位を有さないことである。したがって出向や再び雇用主の元に戻るいかなる権利も認められない。IASBの非常勤メンバーについては、他の雇用関係のすべてを終了させることは期待されないが、十分なレベルの独立性を証明し維持することができるようにしなければならない。

第33条 IASBの常勤及び非常勤メンバーには、各々の付託された責任に相応する額の報酬が支給される。その額は評議員会が決定する。IASBの業務に係る旅費はIFRS財団が負担する。

第34条 IASBは、自らが決定する日時及び場所で会議を開催する。IASBの会議は一般公開とするが、一定の議論（通常は、選出、任命及びその他の人事案件に限る）については、IASBの判断で非公開とすることができる。

第35条 IASBの各メンバーは1票の議決権を有する。テクニカル事項及びその他の事項の両方について、代理投票は認められず、またIASBメンバーには会議に出席する代理人を任命する権利も与えられない。本人が会議に直接又は通信手段を介して出席しているIASBメンバーの単純過半数によって議決される事項で、賛否が同数の場合に、議長が追加の決定票を投じるものとする。

第36条 公開草案又はIFRS会計基準書（IAS®基準書又は解釈指針委員会のIFRIC®解釈指針を含む）の公表には、IASBのメンバーのうち8名（総員13名以下の場合）又は9名（総員14名の場合）の承認を必要とする。ディスカッション・ペーパーの公表等、IASBのその他の決定事項については、IASBメンバーの最低でも60%が直接又は通信手段を介して参加した会議において、出席したIASBメンバーの単純過半数を必要とする。

第37条 IASBは、次の事項を行う。

- (a) IFRS会計基準書（IFRIC解釈指針を除く）及び公開草案（それぞれ反対意見も含む）の作成及び公表、並びに解釈指針委員会が作成したIFRIC解釈指針の承認及び公表等、IASBのすべてのテクニカル事項についての全責任を負う。
- (b) IFRS財団の「デュー・プロセス・ハンドブック」に従って、すべてのプロジェクトについて公開草案を公表し、通常、主要なプロジェクトについてはパブリック・コメントに付すための討議資料を公表する。
- (c) 例外的な状況において、評議員会の承認を公式に要請して評議員の75%からの承認を得た場合に限り、公開草案のパブリック・コメント募集期間をIFRS財団「デュー・プロセス・ハンドブック」で定められている最短期間よりも短縮する。ただし、コメント募集の省略はできない。
- (d) テクニカル・アジェンダの策定及び遂行について、完全な裁量を有する。ただし、以下を条件とする。
  - (i) 評議員会（第16条(d)に合わせて）及び諮問会議（第61条に合わせて）と協議する。
  - (ii) 公開協議を直近の公開アジェンダ協議の日から5年ごとに行う。
- (e) テクニカル事項のプロジェクトの割当について、完全な裁量を有する。その作業の実行を組織する際に、IASBは詳細な調査又は他の作業を各国の基準設定主体又は他の組織に委託することができる。
- (f) コメントを求めて公表された文書に対して合理的な期間内に寄せられたコメントを検討する手続を定める。
- (g) 通常は、主要なプロジェクトについて助言するワーキング・グループ又は他の形態の専門家の諮問グループを組成する。
- (h) 主要なプロジェクト、アジェンダの決定及び作業の優先順位について諮問会議と協議する。

- (i) IASBとともに、IFRSサステナビリティ開示基準と両立可能で不整合及び矛盾を避けるIFRS会計基準を開発する目的でIASBと協力するための手続を定める。
- (j) 通常は、IFRS会計基準書又は公開草案とともに結論の根拠を公表する。
- (k) IFRS会計基準書案について議論するための公聴会の開催を検討する。ただし、すべてのプロジェクトについて公聴会を開催する必要はない。
- (l) IFRS会計基準書案がすべての環境において実務的かつ運用可能であることを確保するために、フィールド・テスト（先進国及び新興市場の両方において）の実施を検討する。ただし、フィールド・テストをすべてのプロジェクトについて行う必要はない。
- (m) 上記(b)、(g)、(j)、(k)及び(l)に示した任意の手続のいずれかに従わない場合には、理由を説明する。

第38条 いかなる公開草案、解釈指針案又はIFRS会計基準書も、正文はIASBが英文で公表したものである。IASBは、公開草案、解釈指針案又はIFRS会計基準書の正文について権威のある翻訳を公表するか、又は他の者に翻訳を公表する権限を与えることができる。

## IFRS解釈指針委員会

---

第39条 解釈指針委員会（旧称「国際財務報告解釈指針委員会」）は、第16条(c)に基づいて評議員会が任命した3年任期で再選可能な14名の議決権を有するメンバーで構成される。評議員会は、解釈指針委員会のメンバーの選出を、解釈指針委員会が、当該グループの中で、IFRS会計基準の実務上の適用及び基準に準拠して作成された財務諸表の分析に関するテクニカルな専門性並びに、多様な国際ビジネス及び市場の経験を有する人々の最善の利用可能な組合せとなるグループで構成されるように行う。解釈指針委員会の業務上の旅費は、IFRS財団が負担する。

第40条 評議員会は、IASBメンバー、エグゼクティブ・テクニカル・ディレクター又はIASBスタッフの上級メンバー、あるいはその他の適格者の1名を解釈指針委員会の議長に任命する。議長は検討されるテクニカルな論点について発言権は与えられるものの、議決権は与えられない。評議員会が必要と認める場合には、規制当局の代表者をオブザーバーに任命する。オブザーバーは、会議に出席して発言する権利は与えられるが、議決権はない。

第41条 解釈指針委員会は必要に応じて開催され、10名の議決権を有するメンバーが、直接又は通信手段を介して参加する場合にその定足数を満たすものとする。IASBは1名又は2名のIASBメンバーを指名し、その指名されたメンバーは議決権のないオブザーバーとして会議に出席する。IASBのその他のメンバーは、会議に出席して発言することができる。特別の場合には、解釈指針委員会のメンバーは委員会の議長の裁量で、議決権を有しない代理人を送ることが許される。代理人を指名したいメンバーは当該会議の前に議長の同意を得なければならない。解釈指針委員会の会議は公開としなければならないが、一定の議論（通常は、選出、任命及びその他の人事案件に限る）については解釈指針委員会の裁量により非公開とすることができる。

第42条 解釈指針委員会の各メンバーは1票の議決権を有する。メンバーは独自の意見に従って投票し、関係する会社、組織又は関係者の考えを代表して投票するものではない。代理投票は認められない。草案又は最終の解釈指針の承認は、草案又は最終解釈指針に対して4名以上の議決権を有するメンバーから反対がないことを必要とする。

第43条 解釈指針委員会は、次のことを行う。

- (a) IFRS会計基準の適用についての解釈を行い、当該基準で具体的に取り扱いしていない財務報告事項について、IASBの「財務報告に関する概念フレームワーク」の文脈において適時にガイダンスを提供する。また、IASBの要請に従ってその他の作業を実行する。
- (b) 上記(a)に従って作業を進める際に、各国の会計基準とIFRS会計基準との高品質な解決によるコンバージェンスをもたらすように各国の基準設定主体と積極的に作業を進めるというIASBの目的を尊重する。
- (c) パブリック・コメントに付すためにIASBによる承認を経て解釈指針草案を公表し、IFRIC解釈指針を最終決定する前に、合理的な期間内に寄せられたコメントを検討する。
- (d) IASBに報告を行い、最終のIFRIC解釈指針についてIASBのメンバーのうち8名（総員13名以下の場合）又は9名（総員14名の場合）の承認を得る。

## 国際サステナビリティ基準審議会

---

第44条 ISSBは通常は14名のメンバーで構成するが、少なくとも8名以上とする。ISSBのメンバーは、第16条(a)に基づいて評議員会により任命される。ISSBメンバーのうち少数は非常勤メンバー（「非常勤」の表現は、当該メンバーが自分の時間の大半をIFRS財団との有給雇用関係に置くことを意味する）でもよく、評議員会が制定する独立性に関する適切なガイドラインを遵守しなければならない。残りのメンバーは常勤メンバー（「常勤」の表現は、当該メンバーが自分の時間の全部をIFRS財団との有給雇用関係に置くことを意味する）でなければならない。評議員会は定員を充足するように全力を尽くすが、いずれかの時点で定員が充足されていないとしてもISSBの運営が無効とされることはない。

第45条 ISSBのメンバー資格の主たる要件は、専門的能力及び最近の関連性のある専門的経験である。評議員会は、ISSBのメンバーの選出を、本定款の付属文書に示している「ISSBメンバーの要件」に合わせ、ISSBがテクニカルな専門性並びに、多様な国際ビジネス及び市場の経験を有する人々（監査人、作成者、利用者、学識者及び市場又は金融規制当局者を含む）の最善の利用可能な組合せとなるグループで構成されるように行う。技能、経験及び視点の幅広い基礎が必要とされるので、ISSBメンバーは、サステナビリティに関連性のある多様な範囲の専門性及び役割を反映する職業的背景も有する場合がある。ISSBは、全体として、サステナビリティ報告に関する専門知識、関連業界の専門性を証明するとともに、サステナビリティ報告に関する実務的で関連性のある最新の経験を共有することが期待される。グループとしてのISSBが高品質のグローバルなサステナビリティ開示基準の開発に貢献できるようにするためである。ISSBのメンバーは、すべての事項で公益のために行動することを確約することが要求される。いかなる個人も、評議員とISSBメンバーの両方を兼務してはならない。

第46条 本定款の付属文書に示されている「ISSBメンバーの要件」と整合した方法で、幅広い国際的なバランスを確保するために、通常、次のメンバーがいなければならない。

- (a) アジア・オセアニア地域から3名
- (b) 欧州から3名
- (c) アメリカ大陸から3名
- (d) アフリカから1名

(e) 全体の地域的アンバランスを生じさせないことを条件に、任意の地域から任命される4名

評議員会は上記の地域別配分を達成するように全力を尽くすが、いずれかの時点で上記の地域別配分に従った定員が充足されていないとしてもISSBの運営が無効とされることはない。

第47条 ISSBは、評議員会と協議して、サステナビリティ報告の基準設定に関心を有している関連する利害関係者とのリエゾン関係を確立し維持していくことが期待される。サステナビリティ開示基準の開発を支援し各国及び各地域のサステナビリティ報告基準とIFRSサステナビリティ開示基準とのコンバージェンスを促進するためである。

第48条 ISSBの常勤及び非常勤の各メンバーは、公益のために行動すること並びに、IFRSサステナビリティ開示基準書に関する決定及び改訂にあたってISSBの目的（作成されたならば概念フレームワークも）を尊重することに契約で同意するものとする。

第49条 評議員会は、1名の常勤又は非常勤のメンバーをISSBの議長に任命する。また、ISSBの常勤メンバーのうち2名以内を評議員会が副議長に指名することができる。副議長の役割は、議長が不在の場合にISSBの会議の議長を務めること又は対外契約において議長の代理となることである。議長の任命及び副議長の指名は、評議員会が決定する任期にわたるものとする。副議長の肩書は、当該メンバーが次期議長であることを意味するものではない。議長及び副議長の任命は地域的バランスの維持を考慮して行うべきである。

第50条 ISSBのメンバーは、当初は5年を最長任期として任命される。さらに3年の任期で再任が可能であり、評議員会がこのような再任に関して策定する手順に従って、最長5年までの再任の可能性がある。ISSBの個々のメンバーの任期は合計で10年を超えることはできない。

第51条 評議員会は、次のことを確保するための規則と手続を策定する。ISSBが独立性を有し、かつ、そう見られること、そして、特に任命に際し、ISSBの常勤メンバーが現在の雇用主との全雇用関係を終了させ、IFRSサステナビリティ開示基準設定の際の判断の独立性に疑問をもたれるような経済的誘因を生じさせる地位を有さないことである。したがって外向や再び雇用主の元に戻るいかなる権利も認められない。ISSBの非常勤メンバーには、他の雇用関係のすべてを終了させることは期待されないが、十分なレベルの独立性を証明し維持できなければならない。

第52条 ISSBの常勤及び非常勤のメンバーには、各々の付託された責任に相応する額の報酬が支給される。その額は評議員会が決定する。ISSBの業務に係る旅費はIFRS財団が負担する。

第53条 ISSBは、自らが決定する日時及び場所で会議を開催する。ISSBの会議は一般公開とするが、一定の議論（通常は、選出、任命及びその他の人事案件に限る）については、ISSBの判断で非公開とすることができる。

第54条 ISSBの各メンバーは1票の議決権を有する。テクニカル事項及びその他の事項の両方について、代理投票は認められず、またISSBメンバーは会議に出席する代理人を任命する権利も与えられない。本人が会議に直接又は通信手段を介して出席しているISSBメンバーの単純過半数によって議決される事項で、賛否が同数の場合には、議長が追加の決定票を投じるものとする。

第55条 公開草案又はIFRSサステナビリティ開示基準書の公表には、ISSBのメンバーのうち8名（総員13名以下の場合）又は9名（総員14名の場合）の承認を必要とする。暫定措置として、ISSBが少なくとも12名のメンバーで構成されるようになるまでは、公開草案又はIFRSサステナビリティ開示基準書の公表には、ISSBの単純過半数に1名を加えた人数の承認を必要とする。ディスカッション・ペーパーの

公表等、ISSBのその他の決定事項については、ISSBメンバーの最低でも60%が直接又は通信手段を介して参加した会議において、出席したISSBメンバーの単純過半数を必要とする。

第56条 ISSBが最低限の8名のメンバーで構成されるようになるまでは、議長及び副議長は、任命されているメンバーと協議して、次のものを公表することができる。

- (a) ISSBを作業計画策定において支援するために一般からのインプットを得るための情報要請
- (b) 気候に関連した開示及び（又は）サステナビリティに関連した財務情報の開示のための全般的な要求事項について一般のコメントを求めるための公開草案

第57条 第56条で定めている文書を公開するという議長及び副議長の決定は、評議員会のデュー・プロセス監督委員会の監督に服する。公表後に、ISSBはそれぞれの文書に対して寄せられたコメントをレビューし、関連するプロジェクトに関しての追加的な決定を第53条から第55条及び第58条に示されているISSBの通常の手続に従って行う。

第58条 ISSBは、次の事項を行う。

- (a) IFRSサステナビリティ開示基準書及び公開草案（それぞれ反対意見も含む）の作成及び公表を含む、ISSBのすべてのテクニカル事項についての全責任を負う。
- (b) 評議員会が承認した手続に従って、すべてのプロジェクトについて公開草案を公表し、通常、主要なプロジェクトについてはパブリック・コメントに付するための討議資料を公表する。
- (c) 例外的な状況において、評議員会の承認を公式に要請して評議員の75%からの承認を得た後にも、公開草案についてのパブリック・コメント募集期間を、評議員会が承認した手続で定められている最短期間（又は、ISSBについてそうした承認された手続がない場合には、IASBが公表する公開草案についてのIFRS財団「デュー・プロセス・ハンドブック」における最短期間）よりも短縮する。ただし、コメント募集の省略はできない。
- (d) テクニカル・アジェンダの策定及び遂行について、完全な裁量を有する。ただし、以下を条件とする。
  - (i) 評議員会（第16条(d)に合わせて）及び諮問会議（第61条に合わせて）と協議する。
  - (ii) 公開協議を直近の公開アジェンダ協議の日から少なくとも5年ごとに行う。
- (e) テクニカル事項のプロジェクトの割当について、完全な裁量を有する。その作業の実行を組織する際に、ISSBは詳細な調査又は他の作業を各国の基準設定主体又は他の組織に委託することができる。
- (f) コメントを求めて公表した文書に対して合理的な期間内に寄せられたコメントを検討する手続を定める。
- (g) 通常は、主要なプロジェクトについて助言するワーキング・グループ又は他の形態の専門家の諮問グループを組成する。
- (h) 主要なプロジェクト、アジェンダの決定及び作業の優先順位について諮問会議と協議する。
- (i) IASBとともに、IFRS会計基準と両立可能で不整合及び矛盾を避けるIFRSサステナビリティ開示基準を開発する目的でIASBと協力するための手続を定める。

- (j) 通常は、IFRSサステナビリティ開示基準書又は公開草案とともに結論の根拠を公表する。
- (k) IFRSサステナビリティ開示基準書案について議論するための公聴会の開催を検討する。ただし、すべてのプロジェクトについて公聴会を開催する必要はない。
- (l) IFRSサステナビリティ開示基準書案がすべての環境において実務的かつ運用可能であることを確保するために、フィールド・テスト（先進国及び新興市場の両方において）の実施を検討する。ただし、フィールド・テストをすべてのプロジェクトについて行う必要はない。
- (m) 上記(b)、(g)、(j)、(k)及び(l)に示した任意の手続のいずれかに従わない場合には、理由を説明する。

第59条 いかなる公開草案又はIFRSサステナビリティ開示基準書も、正文はISSBが英文で公表したものである。ISSBは、公開草案又はIFRSサステナビリティ開示基準書の正文について権威のある翻訳を公表するか、又は他の者に翻訳を公表する権限を与えることができる。

## IFRS諮問会議

---

第60条 諮問会議（旧称「基準諮問会議」）は、評議員会が第16条(c)に従ってメンバーを任命するが、国際的な企業報告に関心を有し、多様な地域的及び職能的背景を有する組織及び個人が参加するための討議の場を提供する。

第61条 諮問会議は、評議員会、IASB及びISSBに幅広い戦略的助言を提供する。また、他の協議プロセスを補足する見解を提供することができる。

第62条 諮問会議は、3年の再選可能な任期で任命された、多様な地域的及び職業的背景を有する30名以上のメンバーで構成される。諮問会議の議長は評議員会が任命するものとし、議長はIASB又はISSBのメンバー又はスタッフの一員であってはならない。評議員会は、必要に応じて、諮問会議の議長を評議員会の会議に出席し参加するように要請する。

第63条 諮問会議は、通常、少なくとも年2回開催される。会議は公開とする。諮問会議のアジェンダとする事項には、諮問会議の議長と、評議員会、IASB及びISSBの代表との間の協議を通じて識別された戦略的事項及び他の優先事項が含まれる。評議員会は、本定款の変更の提案がある場合には、事前に諮問会議と協議しなければならない。

## エグゼクティブ・ディレクター及びスタッフ

---

第64条 評議員会が任命するIFRS財団のエグゼクティブ・ディレクターは、IASB及びISSBの議長と協議して、IFRS財団及びスタッフの日常的な管理に影響を与える業務上の意思決定を監督する責任を負う。エグゼクティブ・ディレクターは、評議員会議長に報告を行い、IASB及びISSBの議長と対話しなければならない。

第65条 IASB及びISSBの議長は、評議員会と協議して、それぞれの審議会の上級テクニカル・チームの組成に責任を有するとともに、それぞれのチーム及びそのスタッフの監督に責任を負う。

## 管 理

---

第66条 IFRS財団の事務局は、第14条(d)に従って評議員会が決定する所在地に設置される。

第67条 IFRS財団は評議員会によって決定される法人とし、本定款及び当該法人に適用される法律により統治される。当該法律には、適切な場合、登記された事務所の所在地を理由として適用される法律等を含む。

第68条 IFRS財団は、評議員会が適正に権限を与えた個人の署名に拘束される。

# 付属文書

## IFRS財団一審議会メンバーの要件

### Part A—IASBメンバーの要件

---

以下は、IASBメンバーの選出要件を示している。

- 1 **財務会計及び財務報告についての証明された専門的能力及び知識。** 会計専門職、作成者、利用者又は学識者といった出自を問わず、IASBのすべてのメンバーは、高い水準の財務会計及び財務報告についての知識及び専門的能力を証明しているべきである。IASBと個々のメンバーの信頼性、及び組織の有効性と効率性は、最新の経験からのそうした知識又は技能を有するメンバーによって向上する。
- 2 **分析能力。** IASBメンバーは、意思決定過程において、問題点の分析能力及び当該分析の含意について考察する能力を有していることを証明しているべきである。
- 3 **コミュニケーション技術。** 効果的な口頭及び書面によるコミュニケーションの技術が必要となる。こうした技術には、IASBメンバーとの非公開会議、公開会議並びにIFRS会計基準書、講演、著作、覚書及び外部との通信文等の文書において、効果的にコミュニケーションをする能力が含まれる。コミュニケーション技術にはまた、他人の意見を聞き考察する能力も含まれる。英語の実務的知識も必要ではあるが、英語が第一言語でない人々に対して、選出時に差別を設けるべきではない。
- 4 **慎重な意思決定。** IASBメンバーは、多岐にわたる意見を検討し、提出された証拠を公平な方法で比較考量し、時宜にかなったやり方で、十分合理的で支持し得る意思決定に達する能力を有しているべきである。
- 5 **財務報告を取り巻く環境の認識。** 高品質の財務報告は、金融、ビジネス及び経済環境に影響されるであろう。IASBメンバーは、IASBが活動するグローバルな経済環境について理解しているべきである。こうしたグローバルな認識には、IFRS会計基準を利用する人も含み、世界中のさまざまな資本市場において透明性のある財務報告及び開示に関連し、その質に影響を与える、事業及び財務報告の問題についての認識も含まれる。
- 6 **対等の精神で協働する能力。** メンバーは、互いの見解及び第三者の見解に敬意を払い、機転及び配慮を示すことができるべきである。メンバーは、高品質で透明性がある会計基準を開発するというIASBの目的に基づき一致した見解に到達するために、相互に協力できなければならない。メンバーは、個人の持論及び利害よりもIASBの目的を優先させることができなければならない。
- 7 **誠実性、客観性及び規律性。** メンバーの信用性は、本人の誠実性及び客観性によって証明されるべきである。これには、同僚となるIASBメンバー等との対応における誠実性だけでなく知的な面での誠実性も含まれる。メンバーは結論に至る過程においても、客観性を保つ能力を証明すべきである。メンバーはまた、厳格な規律を示し困難な作業量に対応する能力も証明すべきである。
- 8 **IFRS財団のミッション及び公益に対する確約。** メンバーは、高品質で、比較可能かつ透明性のあるIFRS基準を設定するというIFRS財団の目的の達成を確約すべきである。IASBの候補者は、民間の基準設定過程を通じて公益に奉仕することも確約すべきである。

## Part B—ISSBメンバーの要件

---

以下は、ISSBメンバーの選出要件を示している。

- 1 **サステナビリティ及び報告についての証明された専門的能力及び知識。**ISSBのすべてのメンバーは、会計又はサステナビリティ報告の専門職、作成者、利用者又は学識者といった出自を問わず、サステナビリティ及び報告についての高水準の知識及び専門的能力を証明しているべきである。技能、経験及び視点の幅広い基礎が必要とされ、したがって、ISSBメンバーは、サステナビリティに関連性のある多様な範囲の専門性及び役割を反映する職業的背景も有している場合がある。ISSB及び個々のメンバーの信頼性、及び組織の有効性と効率性は、最近の経験からのそうした知識又は技能を有するメンバーによって向上する。
- 2 **分析能力。**ISSBメンバーは、意思決定過程において、問題点の分析能力及び当該分析の含意について考察する能力を有していることを証明しているべきである。
- 3 **コミュニケーション技術。**効果的な口頭及び書面によるコミュニケーションの技術が必要となる。こうした技術には、ISSBメンバーとの非公開会議、公開会議並びにIFRSサステナビリティ開示基準書、講演、著作、覚書及び外部との通信文等の文書において、効果的にコミュニケーションをする能力が含まれる。コミュニケーション技術にはまた、他人の意見を聞き考察する能力も含まれる。英語の実務的知識も必要ではあるが、英語が第一言語でない人々に対して、選出時に差別を設けるべきではない。
- 4 **慎重な意思決定。**ISSBメンバーは、多岐にわたる意見を検討し、提出された証拠を公平な方法で比較考量し、時宜にかなったやり方で、十分合理的で支持し得る意思決定に達する能力を有しているべきである。
- 5 **サステナビリティ報告を取り巻く環境の認識。**高品質のサステナビリティ報告は、金融、ビジネス及び経済環境に影響されるであろう。ISSBメンバーは、ISSBが活動するグローバルな経済環境について理解しているべきである。こうしたグローバルな認識には、世界中のさまざまな資本市場において透明性のあるサステナビリティ報告及び開示に関連し、その質に影響を与えるサステナビリティ、事業及び財務報告の問題についての認識も含まれる。
- 6 **対等の精神で協働する能力。**メンバーは、互いの見解及び第三者の見解に敬意を払い、機転及び配慮を示すことができるべきである。メンバーは、高品質で透明性があるサステナビリティ開示基準を開発するというISSBの目的に基づいて一致した見解に到達するために、相互に協力できなければならない。メンバーは、個人の持論及び利害よりもISSBの目的を優先させることができなければならない。
- 7 **誠実性、客観性及び規律性。**メンバーの信用性は、本人の誠実性及び客観性によって証明されるべきである。これには、同僚となるISSBメンバー等との対応における誠実性だけでなく知的な面での誠実性も含まれる。メンバーは結論に至る過程においても、客観性を保つ能力を証明すべきである。メンバーはまた、厳格な規律を示し困難な作業量に対応する能力も証明すべきである。
- 8 **IFRS財団のミッション及び公益に対する確約。**メンバーは、高品質で、比較可能かつ透明性のあるIFRS基準を設定するというIFRS財団の目的の達成を確約すべきである。ISSBの候補者は、民間の基準設定過程を通じて公益に奉仕することも確約すべきである。